

監査結果公表第19－3号

住民監査請求にかかる監査結果の公表について

平成19年3月19日付けで提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求にかかる監査結果について、同条第4項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成19年4月26日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

1 監査結果

別紙のとおり

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

(請 求 人) 様

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

住民監査請求にかかる監査の結果について（通知）

平成 19 年 3 月 19 日付けで提出のありました地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求にかかる監査の結果を、同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

(省 略 なお、本請求は 3 人の連名により行われた。)

2 請求の提出

平成 19 年 3 月 19 日

3 請求の要旨

請求人より提出された請求の要旨は次のとおりである。

八尾市は「八尾北医療センター」の経営が「運営委員会」から「健進会」に事業譲渡されたことにあたり、多額の補助金や市職員の違法派遣、優遇貸付等を行った。

この不当、不法なことを決めた最高責任者として八尾市長仲村晃義氏を被告とする「八尾市違法公金支出返還差止請求事件」の訴訟を市民が私費でもって起こしたが、この裁判に勝ってもその利益は八尾市に還元される内容の裁判である。

この裁判を八尾市が受け、裁判費用、弁護士費用も八尾市の税金から支出している。

平成 18 年 3 月 20 日の市議会保健福祉常任委員会の議事録によれば、委員の「八尾市が応訴するにはどのくらいの費用がかかって、どういう形で、どこが負担するのか明らかにしていただきたい」との質問に対し、担当理事は「3 億 1 千万円ほどですので、その大体 3、4 パーセントに着手金の規定はそうになっている」と答弁している。

この裁判は仮に八尾市が勝ったとしても 1 円のお金が入ってくるものでもない。そ

の費用として上記答弁の基準で弁護士費用を支出し、これからも支出しようとしていることは違法、不当である。

そこで、監査委員は以下の事実について厳正調査のうえ、八尾市がその被告代理人としている法律事務所の 3 弁護士への八尾市財政からの支出を差し止め、既に支出済みの金員については仲村晃義氏に返還させるよう勧告されることを求める。

- ① 市民が被告人として訴訟を起こしたのは八尾市長である仲村晃義氏個人であり、そのことで生じる利益は八尾市に入る。にもかかわらず、八尾市が上記答弁の基準で、裁判費用や弁護士費用など諸費用を市民の税金から支出するのは違法、不当である。そこでこれまでに八尾市が裁判で支出した費用を仲村晃義氏に返還させ、今後の支出を差止めること。

4 事実を証する書面

- ・ 平成 18 年 3 月 20 日保健福祉常任委員会の議事録（一部）の写し
- ・ 平成 18 年 4 月 1 日付け八尾市長と弁護士との委任契約書の写し
- ・ 大阪地裁平成 18 年（行ウ）第 23 号損害賠償（住民訴訟）請求事件にかかる弁護士費用等の支出命令書・支出証書の写し

（いずれも掲載を省略）

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求が、地方自治法(以下「自治法」という。)第 242 条に規定する形式上の要件を具備しているものと認め、平成 19 年 3 月 28 日にこれを受理する決定をした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

平成 19 年 4 月 2 日、請求人に対し、自治法第 242 条第 6 項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

陳述に先立ち請求人に対し、今回の請求において違法・不当であると主張される理由について確認したところ、請求人は「一つは市長が個人として訴えられた場合にも八尾市が裁判費用を出せるというような自治法の規定があるのかどうかよくわからないが、市民の気持ちからすれば私たちは市長個人を訴えたものであり、八尾市を訴えたものではないから、市長個人に支払ってもらうのがすっきりする。もう一つは高額すぎるところが不当である。この二つで今回の監査請求を出した。」という旨の内容を答えられた。

その後、請求人のうち 1 名から、請求内容を補足する陳述がなされたが、新たな証拠の提出はなかった。

請求人の陳述の要旨は次のとおりである。

仮に原告の私たちがこの裁判に勝っても、そのお金は八尾市に入ってくるお金であり、私たちのほうに返ってくるお金ではない。逆に被告の八尾市が勝った場合は、既に支出された市民の税金がほとんど返ってこないという内容の裁判に、2000 万円といわれる裁判費用というのはあまりにも高額すぎるのではないかと。現実にはこの事件の弁護士費用

として、弁護士側から請求があつて既に 500 万円が着手金として支払われているが、その根拠がよく分からない。その他に、実費としてかかったものは払う、あるいは報酬金、これは勝訴したらその難易等を考慮してと思うけれども、報酬金を支払うというような契約書になっている。八尾市から出て行った税金が返って来るか来ないかというだけの裁判であるのに、このような莫大な税金が支出されるのは納得できない。

3 監査対象事項

請求の要旨及び請求人の陳述内容から判断して、八尾市が支出している大阪地方裁判所平成 18 年（行ウ）第 23 号 損害賠償（住民訴訟）請求事件（以下「本件訴訟事件」という。）にかかる応訴費用が違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを監査対象とした。

4 監査対象部局

保健福祉部 健康管理課

5 監査対象部局の陳述

平成 19 年 4 月 10 日、関係職員（保健福祉部長、同部理事、同部次長兼健康管理課長）から陳述の聴取を行った。

なお、当該席上においては、自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人のうち 2 名が立ち会われ、最後に感想を述べられた。

関係職員の陳述の要旨は次のとおりである。

① 平成 18 年 2 月 10 日付けの本件訴訟事件の根拠規定及びその被告について

本件訴訟事件は、自治法第 242 条の 2 第 1 項第 1 号（当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差し止め請求）及び第 4 号前段の規定（当該職員又は当該行為若しくは怠る事実にかかる相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求）に基づくものであり、その被告は訴状でも明らかなように執行機関としての八尾市長である。

② 自治法第 242 条の 2 第 1 項にかかる平成 14 年の改正内容について

自治法第 242 条の 2 第 1 項は、第 1 号から第 4 号で構成されており、平成 14 年の改正ではそのうちの第 4 号が改正され、平成 14 年 9 月 1 日より施行されている。

いわゆる 4 号訴訟の改正内容については、改正前は、地方公共団体の住民が地方公共団体に代位して、違法な財務会計行為を行った職員個人（長や職員）を被告とする損害賠償請求や当該財務会計行為の相手方に対する不当利得返還請求等をなすもので、「代位訴訟」と呼ばれていたが、改正後は、地方公共団体の執行機関又は職員（執行機関から権限の委任を受けた職員）を被告とし、当該執行機関等に対して、「違法な財務会計行為を行った長又は職員に対する損害賠償請求をせよ」、あるいは、「違法な財務会計行為の相手方に対して不当利得返還請求をせよ」といった内容の請求を行う「義務付け訴訟」とされたところである。

③ 本件訴訟事件に応訴した理由について

本件訴訟事件については、平成 18 年 1 月 11 日付けで通知された、住民監査請求にかかる監査結果を不服として提訴されたものであるが、平成 17 年 12 月 13 日に行われた監査対象部局の陳述の際にも、本市の行った措置の正当性を主張したところであり、本市と異なる見地の訴訟について応訴することは当然のことである。

なお、制度的には、裁判所が指定した期日までに答弁書を提出せず、かつ、第 1 回口頭弁論当日に出頭しない場合は、争う意思がないものと判断されるため、平成 18 年 4 月 20 日付けで答弁書を提出するとともに、平成 18 年 4 月 27 日に行われた第 1 回口頭弁論に出頭したところである。

④ 被告代理人として弁護士に委任されている理由について

訴訟制度においては、有資格者である弁護士に訴訟代理人として、訴訟の委任を行うことが認められており、本件については、請求金額が多額であるのみならず、その内容において、複雑かつ重要な争点を含んでおり、また、訴訟が長期に亘る可能性があることから、いわゆる住民訴訟を含む行政訴訟等に、その経験及び専門的知識が豊富な弁護士に委任することが適切であるとの考えから、本市と A 法律事務所に所属する弁護士(3 名)との間で、平成 18 年 4 月 1 日付けで委任契約を締結したものである。

⑤ 弁護士への着手金の算定根拠及びその他の支払金とその負担について

今回委任契約を締結した A 法律事務所では、報酬基準が定められているが、着手金については、同基準を基本としながら、依頼者との協議によりその金額を定めるところとされ、本件では、市政に対する市民の信頼維持、訴訟が与える重大な影響、事案の複雑さやそれに対応するための専門的知識が必要なこと、また、本市との顧問契約の有無等を含めて協議を行い、着手金の額を算定したところである。

また、弁護士への支払いとしては、着手金のほかに、訴訟を進行するための実費(印紙代、切手代、書類のコピー代等)と報酬金が必要である。

なお、本件訴訟事件については、執行機関である市長が被告当事者となっているので、これらの費用は、当然のことながら八尾市が負担することになる。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件支出の経緯等

① 本件訴訟事件は、平成 18 年 2 月 10 日付けで請求人 3 名を含む原告 106 名が八尾市長仲村晃義を被告として提訴されたものであり、その内容は平成 17 年 4 月、八尾北医療センターの経営が八尾北医療センター運営委員会から医療法人健進会に事業譲渡されたが、八尾市が市とは別の民間医療機関に対して、多額の補助金の支出や貸付、市職員の派遣等を行ったことが違法な公金支出にあたるとして 6 項目にわたる、金 3 億 1923 万 5000 円及びこれに対する支払済まで年 5 分の割合の金員の損害賠償等を求めるというものである。

② 八尾市は、本件訴訟事件に応訴するため、平成 18 年 4 月 1 日に A 法律事務所に所属する弁護士(3 名)を訴訟代理人として選任し、委任契約(以下「本件契約」という。)

を締結した。

- ③ 本件契約において、八尾市長は本件訴訟事件について代理人として一切の行為を行う権限を同弁護士に委任し、それに対する着手金、実費弁償及び報酬金等を支払うものと定められている。本件支出にかかる経過は次のとおりであるが、その支出手続きについては八尾市財務規則及び八尾市事務処理規程に則って適正に処理されていた。

〔委任契約書第2条に基づく着手金支出〕

平成18年4月6日 支出負担行為（5,250,000円、内消費税額250,000円）
支出命令（5,250,000円）

平成18年4月25日 支出日

〔委任契約書第5条に基づく実費弁償支出〕

平成18年4月6日 支出負担行為（30,000円）
概算払による支出命令（30,000円）

平成18年4月25日 支出日

平成19年3月31日 実費費用にかかる報告書（確定額10,700円）の提出
概算払の精算・返納通知（19,300円）

平成19年4月12日 返納額戻入

(2) 指定代理人の指定

本件訴訟事件の指定代理人として、平成18年4月20日に八尾市職員4名が指定されていた。

2 判 断

自治法第242条の2第1項に定める住民訴訟には、①執行機関等に対する差止請求(1号)、②行政処分たる会計行為の取消し又は無効確認請求(2号)、③執行機関等に対する怠る事実の違法確認請求(3号)、④職員等に対する損害賠償請求若しくは不当利得返還請求等(4号)の4つの訴訟類型があるが、この中の④のいわゆる「4号訴訟」については、平成14年の自治法改正により、その内容が改正されている。すなわち、改正前の4号訴訟は、違法な財務会計行為の予防又は是正を目的として、監査請求を経た住民が当該地方公共団体に代位して、当該職員個人に対する損害賠償の請求若しくは不当利得返還の請求、又は当該行為若しくは怠る事実にかかる相手方に対する法律関係不存在確認の請求、損害賠償の請求、不当利得返還の請求、原状回復の請求若しくは妨害排除の請求ができる仕組みとなっていた。これに対し改正後の4号訴訟は、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実にかかる相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求として再構成された。4号訴訟がこのように「代位訴訟」から「義務付け訴訟」に再構成されたことによって、個人としての長や職員が被告とされるのではなく、地方公共団体の執行機関等が被告となることとなったものである。また、改正前の4号訴訟においては、職員個人が被告となるため、その応訴費用は職員個人が負担しなければならないとされていたが、改正後の4号訴訟においては、職員個人が被告となることがなくなったため、職員勝訴の場合に応訴費用

を公費で負担できると規定していた改正前の自治法第 242 条の 2 第 8 項の規定が削除されたところでもある。

請求人は「市民が被告人として訴訟を起こしたのは八尾市長である仲村晃義氏個人であるにもかかわらず、八尾市が裁判費用や弁護士費用を市民の税金から支出するのは違法、不当」と主張しているが、改正後の自治法第 242 条の 2 第 1 項に定める住民訴訟において被告とされるのは、前述のとおり当該地方公共団体の執行機関そのもの又はその執行機関の補助機関等としての職員であって、職員個人でないことは明らかであり、このことは請求人らを含む 106 名が原告となって提訴された本件訴訟事件の訴状において「被告(八尾市長)は、仲村晃義(個人)に対して、八尾市に対する損害賠償として、金 3 億 1923 万 5000 円 (中略) を支払うよう請求せよ。」としていることから、請求人の主張自体、失当なものといわざるを得ない。

また、本件訴訟事件においては、被告たる地方公共団体の執行機関としての八尾市長の行った行為等に関し、その事務執行の正当性が争われており、このことについて積極的に主張、立証すべく応訴活動を行うことは執行機関として当然なすべき職務行為の一環と考えられ、そのため、市職員を指定代理人とするとともに、高度で専門的な法律判断を要することから、訴訟の関係手続法令や実定法に精通し、知識経験豊富な弁護士に訴訟委任した市の判断が妥当性を欠くものとはいえず、このような応訴費用を当該地方公共団体が負担することについて、違法・不当性は認められない。

なお、請求人が弁護士への報酬額についても高額すぎると指摘している点については、単に主観的な見解を述べているに過ぎず、その具体的な理由・根拠について何ら明示されていない。一般的に、個々の事案の具体的な弁護士報酬額については、依頼者と弁護士との協議に基づき定められるものであり、本件訴訟事件については、その内容の複雑さや結果の及ぼす重大性、訴訟追行に要する労力、本市との顧問契約の有無等、諸事情を考慮して決定されており、不合理なものとは考えられない。

3 結 論

したがって、本件訴訟事件にかかる弁護士費用等の支出について、請求人の主張には理由はなく、当該措置の必要を認めない。